

管理職手当支給規則

平成 4 年 4 月 1 日
規 則 第 2 号

改正

平成 10 年 4 月 1 日 規則第 1 号	平成 13 年 9 月 27 日 規則第 3 号
平成 14 年 4 月 19 日 規則第 2 号	平成 15 年 3 月 24 日 規則第 4 号
平成 20 年 4 月 8 日 規則第 1 号	平成 22 年 12 月 29 日 規則第 3 号
平成 23 年 3 月 25 日 規則第 5 号	平成 28 年 3 月 29 日 規則第 1 号
令和 4 年 11 月 22 日 規則第 4 号	令和 5 年 3 月 31 日 規則第 15 号
令和 6 年 3 月 29 日 規則第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤井寺市柏原市学校給食組合職員の管理職手当の支給について必要な事項を定めるため、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 1 2 号）において準用する藤井寺市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 4 年藤井寺市条例第 2 1 号。以下「藤井寺市給与条例」という。）第 1 3 条の規定に基づき、職員の管理職手当（以下「手当」という。）の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給範囲及び額)

第 2 条 手当の支給を受ける者（以下「管理職員」という。）の範囲及び額は、別表のとおりとする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第 1 7 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の管理職手当の額については、第 1 項に規定する額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 5 5 年藤井寺市柏原市学校給食組合条例第 5 号）において準用する藤井寺市の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 4 1 年藤井寺市条例第 1 9 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(支給方法)

第 3 条 手当は、当月分をその月に支給する。ただし、月の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合は、日割計算により支給する。

- (1) 新たに管理職員となった場合
- (2) 管理職員でなくなった場合
- (3) 管理職員が休職し、若しくは停職された場合
- (4) 前号の場合で、その期間を終了して勤務に復することとなった場合

(支給制限)

第 4 条 管理職員が、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、公務上の負

傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病による場合のほか、手当は支給しない。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月27日規則第3号）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成14年4月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月24日規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月8日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年12月29日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成22年12月1日から適用する。

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の第2条の2の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「平成22年12月1日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則（平成23年3月25日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月22日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第15号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第2号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	手当の支給を受ける者の範囲		支 給 額
第1種	行政職給料表の 適用を受ける者	部長	73,000 円
		理事	68,400 円
第2種		次長	65,000 円
		課長	60,700 円
第3種		参事	52,000 円
		課長代理	45,200 円
		主幹	41,100 円
		技能職給料表の 適用を受ける者	課長代理
	主幹		33,600 円